

大学共同利用機関法人人間文化研究機構無期労働契約転換職員の定年等に関する  
規程

平成 25 年 3 月 26 日  
規程第 131 号  
平成 27 年 1 月 19 日改正  
平成 27 年 2 月 23 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する者で、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条及び労働契約法の特例（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 15 条の 2 及び大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）第 7 条）の規定に基づき、労働が提供される期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）へ転換を申込み場合の  
手続及び無期労働契約へ転換した者（以下「無期労働契約転換職員」という。）の定年等について定めることを目的とする。

(無期労働契約転換職員の区分)

第 2 条 無期労働契約転換職員の区分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 研究教育職員（無期） 機構職員任免規程（平成 16 年 4 月 1 日規程第 24 号。以下「職員任免規程」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、任期を定めて任用された研究教育職員から無期労働契約転換職員となった者
- 二 事務職員（無期） 職員任免規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、任期を定めて任用された職員から無期労働契約転換職員となった者
- 三 技術職員（無期） 職員任免規程第 4 条第 3 項の規定に基づき、任期を定めて任用された職員から無期労働契約転換職員となった者
- 四 地域研究推進センター研究員（無期） 機構地域研究推進センター就業規則（平成 18 年 6 月 9 日規程第 113 号）の適用を受ける年俸制適用職員から無期労働契約転換職員となった者
- 五 特定年俸制雇用職員（無期） 機構特定有期雇用職員規程（平成 22 年 3 月 29 日規程第 123 号）の適用を受ける年俸制適用職員から無期労働契約転換職員となった者
- 六 契約職員（無期） 機構契約職員就業規則（平成 16 年 4 月 1 日規程第 19 号）第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約職員から無期労働契約転換職員となった者
- 七 パートタイム職員（無期） 機構パートタイム職員規則（平成 16 年 4 月 1 日規程第 20 号）第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げるパートタイム職員から無期労働契約転換職員となった者
- 八 プロジェクト研究員（無期） 機構プロジェクト研究員規程（平成 18 年 3 月 31 日規程第 105 号）の適用を受けるプロジェクト研究員から無期労働契約転換職員となった者
- 九 機関研究員（無期） 機構機関研究員規程（平成 18 年 3 月 31 日規程第 107 号）

の適用を受ける機関研究員から無期労働契約転換職員となった者

十 客員教員（無期） 機構客員教員規程（平成18年3月31日規程第10号）の適用を受ける客員教員から無期労働契約転換職員となった者

十一 特例無期労働契約転換職員 前各号に掲げる者以外で、無期労働契約転換職員となった者

（無期労働契約への転換申込み等の手続）

第3条 無期労働契約転換の申込みをしようとする者は、あらかじめ無期労働契約転換申込書（別紙様式1-1、1-2）を任期又は契約期間の満了を予定する日の30日前までに機構長に提出しなければならない。

2 前項の申込みがあった場合、機構長は無期労働契約転換申込受理通知書（別紙様式2）を申込み者に通知する。

3 第1項の申込みを取下げようとする者は、任期又は契約期間の満了を予定する日の10日前までに無期労働契約転換申出取下げ書（別紙様式3）を機構長に提出しなければならない。

（定年）

第4条 第2条各号に掲げる無期労働契約転換職員の定年年齢は、職員の区分に応じ別表1に定めるところによる。

2 無期労働契約転換職員が前項の定年年齢に達したときは、当該定年年齢に達した日以後の最初の3月31日に退職する。

3 第1項の定年年齢に達した日以後に無期労働契約転換職員となった者については、無期労働契約転換職員となった日を当該定年年齢に達した日とみなし、その日以後の最初の3月31日に退職する。

（就業規則の適用）

第5条 前条及び次条に定めるもののほか、無期労働契約転換職員の労働条件は、無期労働契約転換直前の職に適用されていた就業規則による。

（退職後の継続雇用）

第6条 第4条の規定により退職した無期労働契約転換職員（定年年齢が65である無期労働契約転換職員を除く）の退職後の継続雇用の取扱いについては、機構再任用職員就業規則（平成16年4月1日規程第18号）の規定を準用する。

2 第2条第6号から第11号までに掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該職員の区分に応じ別表2に掲げる規定を除くものとする。この場合において、適用を除外される事項に係る継続雇用の取扱いは、それぞれ無期労働契約転換直前の職に適用されていた就業規則の規定を準用する。

（その他必要な事項）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則  
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係）

第2条の職員区分	定年年齢
第1号、第4号、第5号（無期転換前の職が特任研究員である者）、第8号、第9号及び第10号の職員	満65歳
第2号、第3号、第5号（無期転換前の職が特任研究員以外の者）、第6号及び第7号の職員	満60歳
第11号の職員	機構長が別に定める。

別表2（第6条関係）

第2条の職員区分	適用除外する再任用職員就業規則規定
第6号及び第8号（契約職員就業規則適用者に限る。）の職員	第9条（勤務評定）、第15条（年次休暇）、第17条（給与の決定）、第19条（諸手当）第1項、第21条（短時間勤務職員の諸手当）及び第26条（職員就業規則の準用）
第7号、第8号（パートタイム職員就業規則適用者に限る。）、第9号及び第10号の職員	第9条（勤務評定）、第14条（勤務時間）第1項、第15条（年次休暇）、第17条（給与の決定）、第19条（諸手当）第1項、同条第7項及び同条第8項、第20条（フルタイム勤務職員の諸手当）、第21条（短時間勤務職員の諸手当）第3号から第6号まで及び第26条（職員就業規則の準用）
第11号の職員	機構長が別に定める。

## 無期労働契約転換申込書

申請日 平成 年 月 日

大学共同利用機関法人  
人間文化研究機構長 殿

申込み者  
所 属  
氏 名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が 5 年を超えますので、労働契約法第 18 条の規定に基づき、労働を提供する期間の定めのない労働契約への転換の申し込みをします。

## 無期労働契約転換申込書

申請日 平成 年 月 日

大学共同利用機関法人  
人間文化研究機構長 殿

申込み者  
所 属  
氏 名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が 10 年を超えますので、労働契約法第 18 条及び労働契約法の特例の規定に基づき、労働を提供する期間の定めのない労働契約への転換の申し込みをします。

## 無期労働契約転換申込受理通知書

平成 年 月 日

（申込み者） 殿

大学共同利用機関法人  
人間文化研究機構長 印

貴殿から平成 年 月 日に申請された無期労働契約転換申込書については、受理しましたので、通知します。

（担当）

電 話

別紙様式3（第3条第3項関係）

## 無期労働契約転換取下げ書

申請日 平成 年 月 日

大学共同利用機関法人  
人間文化研究機構長 殿

申込み者  
所 属  
氏 名 印

私は、平成 年 月 日付けの労働契約法第18条の規定に基づく、労働を提供する期間の定めのない労働契約への転換の申し込みを取下げます。